# こども共和国そらまめ　防災マニュアル

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

- 人命の保護を最優先します。
- 施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。
- 余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

## 第１章 想定される災害および対策

### （１）　地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があります。

⇒ 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

### （２）　火災（火事）

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

⇒ 現場確認、通報、避難誘導、初期消火

### （３）　台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもありえます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

⇒ 土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保等

## 第２章 災害時における緊急の組織体制

### １ 災害対策室

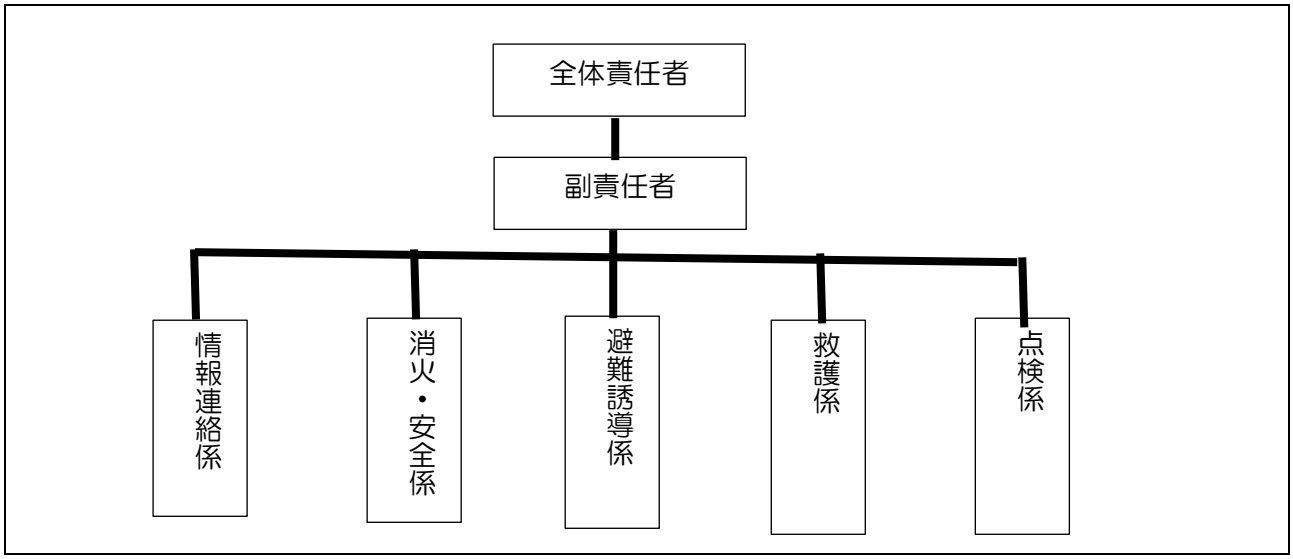
#### （１）　設置の状況

災害対策室を、震度５強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。

#### （２）　設置場所

株式会社貴盛（こども共和国そらまめ）
千葉県富里市七栄447番地4大弘ビル１階

### （3） 役割分担組織図




### （4） 役割分担の内容

| 役割 | 内容 |
|---|---|
| 全体責任者 | ・災害対策に関する全ての責任<br>・各係への職員への配備指示 |
| 副責任者 | 全体責任者の補助および全体責任者不在時の代行 |
| 情報連絡係 | ・災害情報を一元収集<br>・防災関係機関など外部との連絡 |
| 消火・安全係 | ・火災の予防<br>・初期消火<br>・安全確認 |
| 救護係 | ・けが人の応急手当<br>・医療機関などへの救急搬送手配等 |
| 避難誘導係 | ・危険な箇所からの退避誘導<br>・避難場所などへの誘導 |
| 点検係 | ・設備や機械、建物などの状況点検 |

## 2 緊急連絡網

### （1） 緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

（2） 注意事項

① 災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。

② 連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）

③ 連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
④ 被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。
⑤ この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

## 3 情報の収集と提供

### （1） 収集方法等

| | |
|---|---|
| 情報収集の項目 | ・ 情報収集の方法・担当者 |
| 利用児童・職員の安否確認 | ・ 利用児童一覧、緊急連絡網により電話確認 |
| 被害状況の把握と記録-1<br>（建物） | ・ 事業所職員が収集<br>・ 建物の被害調査を、建築業者に依頼 |
| 被害状況の把握と記録-2<br>（設備、物品等） | ・ 事業所職員が収集<br>・ 業者に被害調査を依頼 |
| ライフラインの被害状況<br>（水道、電気、ガス、電話他） | ・ 災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集 |
| 連絡-2（その他関係先） | ・ 関係防災情報一覧表（次ページ）による |

### （2） 注意事項

① 職員の安否確認を行う。（建物内の職員、施設外出務中の職員）
② けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
③ 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等（誰にでも見られる状態に）して、情報の一元管理を図る。
④ 災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
⑤ 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

### （3） 関係機関一覧表

| 機関 | 入手先名（機関名） | 電話番号 |
|---|---|---|
| 消防 | 本署 | 0476-92-1311 |
| | 北分署 | 0476-91-0119 |
| 警察 | 千葉県成田警察署 | 0476-27-0110 |
| | 成田警察署七栄交番 | 0476-93-0009 |
| | 成田警察署日吉台交番 | 0476-91-2081 |
| | 成田警察署実の口駐在所 | 0476-94-1328 |
| | 成田警察署両国駐在所 | 0476-93-1004 |
| 市 | 富里市役所　消防本部　予防課　予防班 | 0476-93-8837 |
| | 富里市役所　健康福祉部　社会福祉課　障害福祉班 | 0476-93-2422 |

## ４ 応急救護・初期消火・避難等

### （1） 初期活動一覧表

<table>
<tr><th>流れ</th><th colspan="2">活動</th></tr>
<tr><td>1. 初期対応</td><td colspan="2">利用者を落ち着かせ、利用者をその場に待機させる。</td></tr>
<tr><td>2. 自衛消防活動の開始</td><td colspan="2">自衛消防隊長は自衛消防隊を組織し、自衛消防活動を開始する。<br>① 自衛消防隊長は、消火担当に現場の確認、場合により初期消火に向かわせる。<br>② 消火担当は消火器を持ち、現場の確認、場合により初期消火</td></tr>
<tr><td>3. 被害状況の確認</td><td colspan="2">初期消火</td></tr>
<tr><td>4. 活動方針の決定</td><td colspan="2">自衛消防隊長は避難に関する指示・命令の伝達、各担当の任命<br>通報連絡担当に指示を出し、</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5. 避難誘導<br>および<br>各担当活動</td><td>（1） 通報連絡担当</td><td>① 通報連絡担当より以下の内容を伝達する。<br>「職員の指示に従って落ち着いて避難してください。」<br>② 消防機関への出動要請連絡</td></tr>
<tr><td>（2） 避難誘導担当</td><td>① 避難者に避難方向を知らせ、落ち着いて避難させる<br>② あらかじめ定められた屋外避難場所に避難させる。</td></tr>
<tr><td>（3） 応急救護担当</td><td>① 救急用具を持ち、避難場所に救護所を設置する。<br>② 負傷者の応急処置を行なう。</td></tr>
<tr><td>（4） 安全防護</td><td>一度避難した者が、忘れ物等のため、再び入ることのないように注意する。</td></tr>
<tr><td>6. 自衛消防隊長への情報</td><td colspan="2">（1） 避難誘導担当は、逃げ遅れの有無を確認し、その情報を得たときは、直ちに自衛消防隊長へ報告する。<br>（2） 訓練参加職員は避難完了後自衛消防隊長に報告する。</td></tr>
</table>

（2） 震発生時の心得

## 【 地震の心得１０カ条 】

### ① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかくし、しばらく様子を見ます。（窓ガラスからも離れる）

### ② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。（炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ）

### ③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

### ④ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。（外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます）

### ⑤ 危険な場所には近寄るな

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など）にいるときは、急いで離れます。

### ⑥ がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

### ⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

### ⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

### ⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で（車、自転車は使わない）。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

### ⑩ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

## 「震災」：応急対策のポイント

### （1） 安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

### （2） 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

### （3） 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

### （4） 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

### （5） 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。

## 「風水害」：応急対策のポイント

### （1） 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

### （2） 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

### （3） 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

### （4） 保護者への違絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

施設で風水害等が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

### （5） 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。